

八女市立立花中学校 部活動方針

はじめに

八女市立立花中学校は、適正な部活動の運営に向けて、八女市教育委員会が策定した「八女市立中学校・義務教育学校部活動ガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境が構築されるよう「八女市立立花中学校部活動方針」を策定する。

1 部活動の目的

本校の教育目標に基づき、生徒の主体的活動を尊重しながら、教科等では体得できない技能の習得や深い教養を身につけさせること。また、規律ある活動を通して規則正しい生活習慣を身につけさせるとともに好ましい人間関係を育てることを目的とする。

2 部活動の在り方

「八女市立中学校・義務教育学校部活動ガイドライン」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

3 指導と体制

① 指導方針

部活動の指導にあたっては、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、適切な指導に努める。

② 活動計画・活動実績の作成

顧問は毎月の活動計画及び活動実績（様式1）を作成し、生徒・保護者に知らせるとともに、校長に提出する。校長は活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないか検証する。また、校長は活動計画及び活動実績（様式1）をもって部活動の把握、指導、是正を行う。

③ 休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう以下のように基準を設け

る。

- 学期中は週あたり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下週末)において少なくとも1日以上を休養日に設定する。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を月単位で他の日に振り替える)
- 長期休業中においても、休養日の設定は学期中に準じ、学校閉庁日には活動は行わない。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 平日の休養日は、ノ一部活動デーとして原則火曜日に一斉に設ける。(ただし、テスト前等、週のうちに部活動中止の日がある週は火曜日にも活動してもよいものとする。)

④ 活動時間

- 平日放課後の活動時間は、生徒の登下校の安全面に配慮し、別に定める部活動時間を厳守する。
- 朝の練習は、生徒の健康管理、学習活動への影響、運動効果等を考慮した上で実施するものとする。また、生徒の登校時間等についても生徒・保護者・教職員の過度の負担とならないように配慮する。

⑤ 活動中の監督について

- 活動する際は原則として、顧問(最低1名)が立ち会う。
 - 出張等で顧問が不在の場合は、同一活動場所(グラウンド・体育館等)の顧問の立ち会いの下、活動を行う。ただし、部長を中心に安全に留意し、規律ある活動ができる場合に限る。
 - 職員の会議中については、生徒の安全に配慮した活動を設定するとともに、巡回指導する監督責任者を置く。
- ※ 以上の体制をとることができない日は、活動を休止する。

4 対外試合、校外における活動について

- 校外で活動する場合、交通手段等も含め保護者に対して、事前に十分な説明を行う。移動手段として部顧問等が運転する自家用車等は原則として使用せず、公共の交通機関の利用に努める。(やむを得ず保護者等に送迎を依頼する場合は部活動保険等に入るなど配慮する。)

- 練習、試合中のケガについては、速やかに発生状況、ケガの様態、事故対応等を校長に報告し、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で対応する。

5 生徒の健康・安全確保

- 顧問は、生徒が健康で安全に活動することができるよう、施設設備及び用具の点検や確認を行う。その際、異常があった場合は速やかに校長に報告し、安全対策を講じる。
- 顧問は、熱中症対策等、部活動中に起こりうる事故の未然防止や事故が起こった場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備などに努める。

6 部活動時間

本校における部活動の時間は、生徒の下校時の安全面に配慮し原則として以下のように設定する。

時 期	終了時間	下校時間（スクールバス）
4月	18：00	18：15
5月	18：15	18：30
6月	18：30	18：45
8月～9月	18：00	18：15
10月（新人戦まで）	18：00	18：15
10月（新人戦後）	17：15	17：30
11月～12月	17：00	17：15
1月	17：15	17：30
2月	17：30	17：45
3月	17：45	18：00